

外国為替および送金取引規約

KVB（KVB Global Markets Pty Ltd、KVB Global Markets Ltd、KVB Kunlun Canada Inc のすべてを指します。以下、「当社」といいます。）と取引を行う場合は、当社が定める外国為替および送金取引規約（以下、「本規約」といいます）に同意の上取引を行うものとし、当社と取引を行った場合には、お客様が本規約に同意したものとして取扱います。

第1条 (規定範囲)

本規約により規定されるサービス（以下、「本サービス」といいます。）では、当社が本申込に示された内容に基づき、お客様より受領した資金を指定された通貨へ交換し、指定された銀行口座に振り込むものとします。

第2条 (送金委託契約の成立と解除)

2.1 送金依頼の有無に関わらず、当社がお客様の資金を受領した時点で送金委託契約が成立するものとします。資金を受領されていない場合でも、お客様が既に支払の手続きをしており、確実に受領されることが予想される場合には送金委託契約は成立するものとします。

2.2 送金資金の所有主はお客様自身であり、お客様自身の銀行口座から当社口座に支払うものとします。当社口座への支払いは電信振込によるものとし、現金や小切手による振込は禁じるものとします。

2.3 送金委託契約の成立により、お客様は次号を承諾するものとします。

- ① 当社が受領した資金を全額異なる通貨へ交換すること
- ② 通貨交換後の資金をお客様またはお客様が指定した銀行口座に振り込むこと

2.4 第1項により成立した送金委託契約はいかなる理由でもお客様からその解除を行うことはできません。

2.5 次の各号の事由により、当社は送金委託契約を解除できるものとします。

- ① 依頼された送金が法令に抵触する相当の事由があるとき
- ② 第4条に規定される本人確認が行われない場合
- ③ 送金依頼時に登録されたお客様の情報に虚偽が認められた場合
- ④ お客様以外の銀行口座から当社口座へ支払いが行なわれた場合
- ⑤ お客様が銀行窓口にて現金により当社口座へ支払いをした場合
- ⑥ 依頼された送金にマネーロンダリングやテロ資金供与の疑いがある場

2.6 前項により当社が送金委託契約を解除し、資金をお客様に返還する場合、これに関連する手数料は全てお客様が負担するものとします。

第3条 (利用最低金額)

本サービスを利用するにあたり、その最低金額を5千ドル*相当とするものとします。また、送金資金を当社指定口座へ振込む際は、一括払いで行うものとし（分割振込の禁止）、お客様が指定する複数口座へ分割して送金を行う場合は、一つの口座への送金金額が5千ドル*以上とするものとします。

*ドルは利用店舗の現地通貨単位

第4条（連絡方法）

4.1 当社は、本サービスに関連して、お客様が電子メールで当社へ指示、照会を行なう場合、本申込に登録された、電子メールアドレスから送信された電子メールのみを正当なものとして取り扱うものとします。当社は、正当と認められない電子メールの指示、照会には応じないものとします。

4.2 当社は、本サービスに関連して、お客様が電話で当社へ指示、照会を行なう場合、第4条に示す本人確認が行なわれた場合のみ、本人からの指示、照会として取り扱うものとします。本人確認が行なわれない場合、当社はその指示、照会には応じないものとします。

第5条（本人確認の義務）

当社では、各店舗が所在する国の法令にしたがい、適宜お客様の本人確認を行なうものとします。本人確認は、次号に示す方法により行なわれるものとします。

- ① 当社所定の本人確認書類の提出及び第三者機関によるその認証
- ② 個人情報や顧客番号等、本人以外には知ることが困難と考えられる情報の照合

第6条（申込内容の変更・解除）

6.1 本申込は、お客様が当社へ資金を支払う前にかぎり解除できるものとします。

6.2 本申込の解除は、本申込に登録されたお客様の電子メールアドレスからその申し出があった場合のみ応じるものとします。

6.3 前項の解除申し出がなく、内容の異なる複数の申込が確認される時、当社はいずれの申込が正式なものであるかをお客様に確認する義務はなく、お客様の意図と異なる手続が当社で行なわれた、または手続に遅延、不能等が生じた場合でも、これによりお客様に生じた損害について、当社は一切その責任を負わないものとします。

6.4 本申込後は、次号に示す項目以外その内容を変更することはできないものとします。ただし、相当の事由により当社が変更の必要を認める場合においては、その限りではないものとします。

- ① 予定送金日
- ② 予定送金金額
- ③ 振込人

6.5 本申込で指定された予定振込日から2週間経過しても当社で資金が受領されない場合は、本申込は自動的に解除されるものとします。ただし、2週間経過前に変更の申し出があった場合、変更後の予定振込日から2週間以内は資金が受領されなくても解除されないものとします。

第7条（通貨の交換）

7.1 通貨の交換には、当社所定の交換レート（以下、「レート」といいます。）が適用されません。

7.2 レートは銀行間外国為替相場に当社所定の為替手数料を加えたものです。したがって、相場に合わせて常時変動しており、同日でも取引が成立する時間によって適用されるレートは異なります。

7.3 通貨の交換は、本申込に示されたお客様の選択にしたがい、次号のいずれかの方法で行なわれるものとします。

① 着金時自動両替：当社で着金が確認できた時点で、即時通貨の交換が行なわれます。交換が行われる前にお客様にレートは通知されません。

② お客様指定：当社で着金を確認後、お客様の指示により通貨の交換が行なわれます。

7.4 前項で「お客様指定」を選択した場合、お客様は自ら当社へ通貨変換の指示を行なうものとします。通貨変換の指示は、直接或いは電話を通じて口頭で、或いは電子メール、ファックス等電子的通信手段によって当社へ伝達されるものとします。

7.5 その伝達方法に関わらず、お客様から通貨交換の意思表示を受け（意思表示とみなされる場合を含む）、当社がそれにしたがって交換を行なった後は、いかなる理由でもこれを無効にすることはできません。

7.6 お客様が直接或いは電話を通じて口頭で通貨交換の指示を行なう場合、当社はお客様にレートを提示し、お客様からそのレートで通貨を交換する意思表示を受けた時点で、それを執行するものとします。ただし、当社がレートを提示後、お客様が直ぐに交換の意思表示を伝えず、その間レートが変動した場合は、当社は提示したレートでの通貨交換の義務を負わないものとします。

7.7 お客様が電子メール、ファックス等電子的通信手段やボイスメールにより通貨の交換を指示した場合、当社はそのファックス/電子メール/ボイスメールを受信した営業時間（第10条）内に交換を行うものとします。ただし、これは受信時点で即時交換を行うことを約束するものではありません。したがって、お客様は、受信から交換が行われるまでの時間にレートが変動し、意図していたレートで交換が行われない可能性があることを予め了承するものとします。なお、営業時間外に交換指示が受信された場合は、交換は次の営業日に行われるものとします。

7.8 お客様は通貨の交換を行う日時を事前に指定することはできません。

7.9 為替レートオーダーサービスを利用する場合を除いて、お客様はレートを事前に指定することはできません。

7.10 お客様は、三回まで分割して通貨の交換を行うことができるものとします。ただし、一回あたりの最低交換金額は交換前の通貨により以下のように定めるものとします。

日本円 1,000,000 円

AU/NZ/CA/US/SG ドル/ユーロ/英ポンド/スイスフラン 10,000 ドル/ポンド/ユーロ/フラン

HK ドル 100,000 ドル

例えば、日本円を当社に振込む場合、二回に分けて通貨を交換するには 200 万円以上、3 回にわけて交換する場合は、300 万円以上を振り込む必要がございます。

7.11 通貨の交換は、お客様の資金が全額当社で受領されるまでは行なわれないものとします。ただし、当社への送金が行なわれたことが証明される書類（レシート、外国送金依頼書など）の提出がなされれば、資金が受領される前であってもレートを確定することができるものとし

ます。ただし、提出された書類に不備があると当社で認められる場合、あるいはそれ以外の理由により、レートの確定をお断りする場合がございます。

7.12 前項により資金の受領前にレートが確定された場合、お客様には当社に送金した金額を全額確定したレートで交換する法的義務が発生します。また、次の各号の事由により損失が発生した場合、お客様がその支払いの義務を負うものとします。

- ① 送金された資金がレート確定後 2 営業日以内に当社口座へ入金されない。
- ② 送金された資金が既に通貨が交換された状態で当社口座へ入金される。
- ③ 送金された資金が満額当社の口座へ入金されない。

7.13 お客様が送金した資金が通貨が交換された状態で当社で受領された場合、当社は所定のレートでそれを元の通貨に戻す権限を有するものとします。

第 8 条（為替レートオーダー）

8.1 為替レートオーダー（以下、「オーダー」といいます。）はお客様が希望するレート（以下、「オーダーレート」といいます。）で通貨を交換することを約束するものではありません。オーダーレートでの交換が成立するには、実際にそれに到達することが条件となります。

8.2 新規オーダーの依頼は、事前に特別な取り決めがない限りにおいて、本申込にて行うか、あるいは別途所定の申込書の提出をもって行われるものとします。

8.3 当社で資金が受領された時点のレートがオーダーレートよりも有利な場合は、受領時のレートで通貨の交換が行なわれるものとします。

8.4 お客様は、オーダーレートと受注時の為替市場状況によってはオーダーの手配ができないことを予め了承するものとします。

8.5 オーダーは、お客様から解除の指示があるまでは有効であるものとします。ただし、お客様は、年末期間など当社がサービスを停止する期間においては、指定レートに到達しても通貨の交換が行われないことを予め了承するものとします。

8.6 オーダーが対象とする金額の全額あるいは一部について、当該オーダーの約定を待たず成行で通貨の交換を行う場合、当該オーダーは自動的に解除されるものとします。その際は、第 7 条第 11 項に規定する 3 週間ルールが適用されます。

8.7 オーダーレートに到達し、通貨の交換が行われた後は、いかなる理由でもこれを無効にすることはできないものとします。

8.9 オーダーの解除、オーダーレートの変更は、事前に特別な取り決めがない限りにおいて、電子メールで申し出るものとします。当社は、その申し出が記載された電子メールが当社に届いた営業時間（第 10 条）内にその手続きを行うものとします。ただし、営業時間外にこれらの指示が届いた場合は、その手続きは次の営業日に行われます。指示が届いてから手続きがなされるまでの間にオーダーレートに到達した場合には、それを無効にすることはできません。

8.10 当社が前項で規定する方法でオーダーの解除やオーダーレートの変更の申出を受けたとき、その時点での為替市場状況により、当該オーダーの解除やオーダーレートの変更ができない場合がございます。

8.11 オーダー手配後 3 週間以内に、解除あるいはオーダーレートを変更する場合、手数料 5AU/NZ/CA ドルが発生します。手配日より 3 週間目に当る日（祝日に当る場合は直前の営業

日) から無料で解除またはオーダーレートの変更が行えますが、再度オーダーを依頼、またはオーダーレートを変更した場合には、その日から再度 3 週間ルールが適用されます。

第 9 条（保管資金の金利について）

お客様は、当社で保管される資金について金利の支払いが行なわれないことをあらかじめ了承するものとします。

第 10 条（諸手数料*）

本申込みが対象とする送金依頼について、その依頼内容により以下の手数料が発生するものとします。

【ニュージーランド国内送金手数料】

2 件まで無料

3 件目以降、1 件につき 5NZ ドル

【オーストラリア国内送金手数料】

1 件につき 25AU ドル

【カナダ国内送金手数料】

Bank of Montreal への振込 無料

Bank of Montreal 以外の銀行への振込 1 件につき 15CA ドル

【外国送金手数料】

1 件につき 25AU/NZ/CA ドル

【組み戻し手数料（外国送金手配後の口座情報の訂正等）】

1 件につき 150AU/NZ/CA ドル（関係銀行によりこの金額を超える請求があった場合は実費を追加でお支払いいただきます。）

【関係銀行手数料】

お客様の指定口座へ振込む場合においては、振込先の銀行や中継銀行で手数料が発生することがございます。当社はそうした手数料については一切関知いたしません。当社から送金した資金が銀行での手数料分が差し引かれた状態で指定口座に入金された場合でも、当社はその手数料分の補償を行なわないものとします。

*ここに示されている手数料は予告無く変更することがございます。

第 11 条（営業時間）

当社の営業時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時(各店舗が所在する地域の標準時)です。祝日は営業しておりません。祝日は各店舗が所在する地域のカレンダーに従います。また、クリスマス期間および年末年始は営業時間が変則的になりますが、具体的な営業時間については、適宜 WEB サイト等で通知いたします。

第 12 条（第三者からの紹介について）

第三者からの紹介により当該サービスのご利用に至った場合、当社と紹介者の間で締結した契約に従い当社から紹介者に対して紹介料が支払われることがございます。

第 13 条（免責事項）

13.1 お客様および第三者に、次の各号の事由により生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

- ① 天災・火災・騒乱等の不可抗力、お客様または通信事業者等第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害もしくは電話の不通等、または司法関係機関の措置等、当社の責によらない事由により本サービスの提供に遅延、不能等が生じたとき。
- ② 当社システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またコンピュータ等に障害が生じたことにより、本サービスの提供に遅延、不能等が生じたとき。
- ③ お客様または第三者の責に帰すべき事由により、本サービスの提供に遅延、不能等が生じたとき。

13.2 お客様が電子メール、ファックス等の電子的通信手段で当社に連絡する場合において、記載された内容に不明瞭な部分や曖昧な表現があり、それによりお客様の意図と異なる手続が当社で行なわれた、または手続に遅延、不能等が生じた場合、これによりお客様が被る損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

13.3 お客様が指定する振込先が受け取り可能な口座であるかはお客様ご自身が銀行にご確認ください。当社にそれを確認する義務はないものとします。お客様の指示により受け取りができない口座に振り込みを行なうことで発生した損害や手数料について当社は一切責任を負わないものとします。

第 14 条（個人情報の取り扱いについて）

当社は、お客様から得た個人情報をお客様の許可なく第三者に開示いたしません。ただし、お客様が指定した振込人や支払い先には、当該取引の遂行のために不可欠と考えられる範囲で、お客様の個人情報を開示いたします。また、犯罪捜査等による法令に基づく手続を経て司法機関関連等からの捜査協力要請があった場合および監査機関への書類提出はこの限りではありません。